

# 日本歯科東洋医学会認定歯科衛生士制度施行細則

## 第1章 総則

第1条 日本歯科東洋医学会認定歯科衛生士制度規則(以下「規則」という)の施行にあたって、認定歯科衛生士に関して、同規則に定められている事項以外は、次の各項に従うものとする。

## 第2章 認定歯科衛生士資格

第2条 認定歯科衛生士の資格を申請する者は、次の各号を満たしていること。

- (1) 日本国歯科衛生士の免許を有すること
- (2) 日本歯科東洋医学会の会員であること
- (3) 認定研修の必要基準を満たしていること
- (4) 以上の各号と同等以上の経歴があると認められた者で、認定委員会の議を経て学会で承認されること

## 第3章 認定研修の項目と基準

第3条 規則第6条に規定された認定研修の基準は、次の各項による。

- (1) 学会の学術集会への出席
  - a. 日本歯科東洋医学会学術大会(国際大会時は加算がある) . . . . . 1回 10単位
  - b. 日本歯科東洋医学会支部集会・学会の認める学術集会 . . . . . 1回 2単位
  - c. 日本歯科医学会 . . . . . 1回 5単位
- (2) 歯科東洋医学に関連する学術集会での発表
  - a. 日本歯科東洋医学会学術大会(口演発表、ポスター発表) . . . . . 演者1回 15単位  
共同発表者1回 10単位
  - b. 日本歯科東洋医学会支部集会・学会の認める学術集会(口演発表、ポスター発表)  
. . . . . 演者1回 10単位  
共同発表者1回 5単位
  - c. 日本歯科東洋医学会学術大会、支部集会におけるワークショップ講師、  
パネルディスカッション講師、研修会での講師、学会の認める学術集会における講師  
. . . . . 1回 10単位
- (3) 歯科東洋医学に関連する学術刊行物での発表
  - a. 日本歯科東洋医学会誌・学会の認める学術刊行物(原著・臨床論文)  
. . . . . 著者1回 30単位  
共同研究者1回 20単位

- b. 日本歯科東洋医学会誌・学会の認める学術刊行物における総説・症例報告ほかは、  
上記の二分の一単位とする。
- (4) 単行図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・著者 1 回 30 単位  
共同執筆者 1 回 20 単位
- (5) 歯科東洋医学に関連する一般向け著書  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・著者 1 回 10 単位  
共同執筆者 1 回 5 単位
- (6) 認定歯科衛生士指定研修会の受講(認定委員会の認めたものに限る)
  - a. 日本歯科東洋医学会学術大会における指定研修講座の受講・・・・・・・・1 回 5 単位
  - b. 認定歯科衛生士研修会の受講
    - 認定歯科衛生士指定研修会(学術委員会・支部主催 1 日)・・・・・・・・1 回 10 単位
    - (学術委員会・支部主催半日)・・・・・・・・1 回 5 単位
    - 入門講習会(学術委員会・支部主催)・・・・・・・・1 回 5 単位
    - 認定委員会が認めた研修会(1 日・半日)・・・・・・・・1 回 5 単位
- (7) 学会活動への貢献
  - a. 歯科東洋医学の教育普及活動、本会役員活動等においての貢献を認定委員会で認めた場合  
・・・・・・・・1 期(2 年)5 単位  
(15 単位を上限とする)

#### 第 4 章 資格申請の項目

第 4 条 認定歯科衛生士の資格申請には、次の認定研修の必要基準を満たさなければならない。

- (1) 会員歴・・・・・・・・認定歯科衛生士申請時に本学会会員であること
- (2) 本会学術大会への出席・・・・・・・・10 単位以上
- (3) a. 本会学術大会での発表(演者 1 回または共同発表者 2 回)・・・・・・・・10 単位  
b. 学術刊行物での発表(著者 1 回または共同研究者 2 回)・・・・・・・・10 単位  
c. 入門講習会の受講・・・・・・・・5 単位  
上記 a. b. c のいずれか 1 項目以上
- (4) 認定歯科衛生士指定研修会の受講・・・・・・・・5 単位以上(入門講習会は含まない)
- (5) 認定歯科衛生士試験に合格・・・・・・・・10 単位(本試験の資格有効は 5 年間)  
歯科東洋医学の基本知識の中から出題する。  
基本は筆記形式とするが、口頭試問の場合もある。  
本試験は原則として学術大会時に行う。

## 第5章 資格申請の手続、登録

第5条 認定歯科衛生士の認定を受けようとする者は、認定申請料を添えて次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。(認定申請料は別に定める)

- (1) 歯科衛生士免許証(写)
- (2) 認定歯科衛生士申請書(第1号様式)
- (3) 履歴書・会員歴(第2号様式)
- (4) 研修実績表(第3号様式)
- (5) 入門講習会受講証
- (6) 認定歯科衛生士試験合格証

第6条 認定歯科衛生士の資格を得ようとする者は、第5条に定める申請書類に申請料を添えて提出しなければならない。

第7条 認定委員会における審議に合格し認証を受けた者は、登録申請書(第5号様式)に登録料を添えて登録申請を行なわなければならない。

## 第6章 資格の更新

第8条 認定歯科衛生士資格の更新にあたっては、付表1の定める研修単位の加算により、認定期間6年の間に80研修単位以上を取得することとする。うち20単位は本会学術大会、10単位は認定歯科衛生士更新研修会への出席とする。(付表1参照)

## 第7章 資格更新の手続き

第9条 認定歯科衛生士の認定更新をしようとする者は、認定歯科衛生士更新申請書(第6号様式)、研修実績報告書(第7号様式)に更新手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。ただし認定期間中に満70歳に達したもの、または満70歳以後に資格を認定された者は、資格の更新にあたり、更新免除申請書(第8号様式)を認定委員会に提出することにより規則第9条の適用を受けない。以後は最終資格が終身資格として認定される。

2. 更新の申請は、認定失効期日の1年前から行うことができる。
3. 資格を失効した場合、失効日より2年間はその遅延理由を明記し、申請書類と共に提出することにより、審査を受けることができる。この場合、認定期間6年間は延長しないものとする。

## 第8章 申請の期日および登録日

- 第10条 (1) 認定歯科衛生士資格および更新の申請は、3月末日までの年1回とする。  
(2) 認定資格および更新登録は1月1日に行う。  
(3) 3月末日を申請期限とする。

## 第9章 諸費用

第11条 本制度の施行にかかわる諸手数料は次のように定める。

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 認定試験受験料 | 5千円 |
| (2) 認定申請料   | 1万円 |
| (3) 登録料     | 1万円 |
| (4) 更新手数料   | 1万円 |

第12条 既納の認定申請料、登録料および更新手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

## 第10章 補則

第13条 学会が認める学術集会および学術刊行物は次の各号による。

1. 学会が認める学術集会は付表2に定める。
2. 学会が認める学術刊行物は付表3に定める

第14条 この細則の改定については、認定委員会の議を経て常任理事会の承認を得なければならない。

## 付則

第1条 この施行細則は令和6年9月30日から施行する。

付表 1 日本歯科東洋医学会認定歯科衛生士更新単位表

区分	種別	単位数	備考	
学会出席	日本歯科東洋医学会学術大会	10	20 単位以上必須	
	日本歯科東洋医学会支部集会・学会の認める学術集会(注 1)	2		
	日本歯科医学会	5		
認定歯科衛生士指定研修会の受講	日本歯科東洋医学会学術大会における指定研修講座	5		
	認定歯科衛生士指定研修会	1 日	10	
		半日	5	
	認定歯科衛生士更新研修会	5	10 単位以上必須	
	入門講習会	5		
委員会が認めた研修会	5			
歯科東洋医学に関連する業績	日本歯科東洋医学会学術大会(口演発表・ポスター発表)(注 2)	演者	15	
		共同発表者	10	
	日本歯科東洋医学会支部集会・学会の認める学術集会(注 1)(注 2)	演者	10	
		共同発表者	5	
	日本歯科東洋医学会学術大会、支部集会におけるワークショップ講師、パネルディスカッション講師、研修会での講師、学会の認める学術集会における講師(注 1)		10	
	日本歯科東洋医学会誌・学会の認める学術刊行物における投稿論文(原著・臨床論文)(注 1)(注 3)	著者	30	
		共同研究者	20	
	日本歯科東洋医学会誌・学会の認める学術刊行物における投稿論文(総説・症例報告ほか)(注 1)(注 3)	著者	15	
		共同研究者	10	
	単行図書(注 3)	著者	30	
		共同執筆	20	
	歯科東洋医学に関連する一般向け著書	著者	10	
共同執筆		5		
本会の委員会、役員活動における貢献を認定委員会で認めた場合(注 4)		5		
			80 単位以上	

(注 1) 学会が認める学術団体は、付表 2 に定める。

(注 2) 発表は口頭発表ならびにポスター発表とする。

(注 3) 投稿論文および単行図書は東洋医学関連の学術的なものに限る。解説的なものは除く。

(注 4) 1 期(2 年)5 単位で、15 単位を限度とする。

**付表 2 学会が認める学術集会(認定歯科衛生士制度施行細則第 3 条関係)**

日本東洋医学会学術総会
全日本鍼灸学会学術大会
日本歯科医学会学術大会
日本歯科薬物療法学会学術大会
日本疼痛漢方研究会学術集会
日本臨床漢方医会

**付表 3 学会が認める学術刊行物(認定歯科衛生士制度施行細則第 3 条関係)**

一般社団法人日本東洋医学会 日本東洋医学雑誌 Traditional & Kampo Medicine
公益社団法人全日本鍼灸学会 全日本鍼灸学会雑誌 Japanese Acupuncture and Moxibustion
日本歯科医学会 日本歯科医学会誌 The Japanese Dental Science Review
一般社団法人日本歯科薬物療法学会 歯科薬物療法
日本疼痛漢方研究会 痛みと漢方
日本臨床漢方医会 日本臨床漢方医会会報